

補助金の流れ

6月

1月末

自治会→市

自治会→市

《申請》

この段階では活動加算補助金額が未定です。
均等割・世帯割・活動加算割を申請してください。

- * 提出書類
 - ・自治会活動費補助金交付申請書
- * 添付書類
 - ・事業計画及び予算が記載された議案書等
(概算払の場合)
 - ・請求書
 - ・概算払申請書
 - ・口座振替依頼書

《報告》

事業が完了したら、速やかに
実績報告を提出してください。

- * 提出書類
 - ・自治会活動費補助事業実績報告書
 - ・補助事業等報告書
- * 添付書類
 - ・活動加算割事業実施写真
 - ・請求書
 - ・口座振込依頼書
 - ・事業報告及び会計報告が記載された
議案書(案)等



補助金額の決定、通知

申請内容を審査します。また、活動加算の申請件数を
基に1件当たりの加算額を決定し、各自治会に通知
します。

- * 市からの送付書類
 - ・補助金等交付決定通知書

市→自治会

各自治会が補助金を申請する段階で
は補助金額は未定です。申請を受理し、
市から自治会長へ送る決定通知におい
て金額を通知いたします。

補助金額の確定、通知

実際に実施した活動の報告内容
を審査し、補助金額を確定して、自
治会長に通知します。また、自治会
指定の口座に補助金を振り込みま
す。

なお、概算払の場合、報告内容が市
の想定する活動として認められな
かった際に返金していただくこと
がありますので、ご了承ください。

- * 市からの送付書類
 - ・補助金等交付確定通知書

市→自治会